

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則

〔平成 23 年 6 月 30 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 25 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「財特法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対して大阪府後期高齢者医療広域連合が行う保険料の減免の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(保険料の減免)

第 2 条 大阪府後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、別表第 1 に掲げる各項の対象被保険者について、同表中それぞれの項に定める減免対象保険料のうち、同表中それぞれの項に定める減免額を減免することができる。

2 前項の規定により算出した減免額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第 1 項の規定に基づき、別表第 1 第 3 項により算出した減免額を控除した保険料が、条例第 10 条に規定する賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額を保険料とする。

(減免事由が重複する場合)

第 3 条 前条第 1 項に規定する減免事由のうち、同一の年度分に相当する額を減免対象保険料とする複数の基準に該当する被保険者については、減免額が最も大きくなるものを適用する。

(減免の申請等)

第 4 条 保険料の減免の申請等については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年後期高齢者医療広域連合規則第 4 号）第 31 条から第 33 条の 2 までの規定を準用する。この場合において、同規則第 31 条第 1 号中「条例第 17 条第 1 項第 1 号」とあるのは「東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則（以下「特例規則」という。）別表第 1 第 1 項から第 2 項及び同表第 4 項から第 20 項まで」と、同条第 2 号中「条例第 17 条第 1 項第 2 号」とあるのは「特例規則別表第 1 第 3 項」と、同条第 3 号中「条例第 17 条第 1 項第 3 号」とあるのは「特例規則別表第 1 第 2 1 項」と読み替えるものとする。

(細則)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第 2 条第 1 項に規定する者がした減免の申請その他の行為については、この規則の規定によってなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日前に第2条第1項に規定する者に対して行った減免の決定その他の行為については、この規則の規定により行ったものとみなす。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第15号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

項	対 象 被 保 険 者	減免対象保険料	減免額
(1)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる居住の用に供している住宅が全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災を受けたもの又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額	全部
(2)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額	全部
(3)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額）が前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下であるもの（前年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。）	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額に、別表第2左欄に掲げる前年の総所得金額等の区分に応じて同表右欄に定める減免率を乗じて得た額

(4)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額。ただし、平成24年9月30日までの間において、対象被保険者の行方が明らかとなった場合は、平成23年3月分からその者の行方が明らかとなった日の属する月の前月分までに相当する額とする。	全部
(5)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のもので、東日本大震災による被害を受けたことによりその行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額。ただし、平成24年9月30日までの間において、対象被保険者の行方が明らかとなった場合は、平成23年3月分からその者の行方が明らかとなった日の属する月の前月分までに相当する額とする。	全部
(6)	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難又は退避を行っている者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成25年3月分までに相当する額。ただし、平成23年4月22日に当該指示が解除された地域に住所を有していた者については、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成23年6月分までに相当する額とする。	全部
(7)	原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該指示が解除された区域を含む。）に居住していたため、避難を行っている者	平成22年度から平成25年度までの保険料額のうち、指示又は特定があった日の属する月分から平成26年3月分までに相当する額	全部

(8)	特定避難勧奨地点（東日本大震災の原子力発電所の事故発生後１年間に原子力災害現地対策本部長が定める積算線量を超えると推定される特定の地点をいう。）に居住していたため、避難を行っている者	平成２２年度から平成２５年度までの保険料額のうち、指示又は特定があった日の属する月分から平成２６年３月分までに相当する額	全部
(9)	帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）に居住していたため避難を行っている者及び旧緊急時避難準備区域並びに指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）に居住していたため避難を行っている者	平成２６年度の保険料額のうち、平成２６年４月分から平成２７年３月分までに相当する額。ただし、旧緊急時避難準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成２５年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円を超える世帯に属する者については、平成２６年４月分から平成２６年９月分までに相当する額	全部
(10)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成２５年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成２６年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和３年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円以下の世帯に属する者	令和４年度又は令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以降に普通徴収の納期限が到来する令和５年度の保険料額のうち、令和４年４月分から令和５年３月分までに相当する額。	全部

(11)	平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和5年度又は令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和6年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額。	半額
(12)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和5年度又は令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和6年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額。	全部
(13)	令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和5年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和5年9月分までに相当する月割算定額	全部
(14)	平成27年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和6年度の保険料額のうち、令和6年4月分から令和7年3月分までに相当する額。	半額

(15)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、平成２７年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和５年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円以下の世帯に属する者	令和６年度の保険料額のうち、令和６年４月分から令和７年３月分までに相当する額。	全額
(16)	令和５年４月２日以降令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和５年の高確法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円を超える世帯に属する者	令和６年度の保険料額のうち、令和６年４月分から令和６年９月分までに相当する月割算定額	全額
(17)	平成２８年中に避難指示区域等の指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和６年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円以下の世帯に属する者	令和７年度の保険料額のうち、令和７年４月分から令和８年３月分までに相当する額。	半額
(18)	別表第１第２０項に該当する者を除く帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成２８年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和６年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第	令和７年度の保険料額のうち、令和７年４月分から令和８年３月分までに相当する額。	全額

	18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者		
(19)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、令和7年4月分から令和7年9月分までに相当する月割算定額	全額
(20)	令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、令和7年4月分から令和7年9月分までに相当する月割算定額	全額
(21)	前20項に準ずる者として広域連合長が認めた者	それぞれ前20項に定める保険料に準ずる額	それぞれ前20項に定める減免額に準ずる額

別表第 2（第 2 条関係）

前年の総所得金額等	減免率
3 0 0 万円以下	1 0 0 %
3 0 0 万円を超え 4 0 0 万円以下	8 0 %
4 0 0 万円を超え 5 5 0 万円以下	6 0 %
5 5 0 万円を超え 7 5 0 万円以下	4 0 %
7 5 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下	2 0 %

備考 収入の減少が事業等の廃止又は失業による場合は、左欄の区分にかかわらず、減免率を 1 0 0 パーセントとする。